

令和3年度
託麻プレミアム付き商品券

取扱いマニュアル（取扱店用）

必ずお読みください



熊本市託麻商工会

託麻西南繁栄会・託麻北繁栄会

本マニュアルは、「令和3年度 託麻プレミアム付き商品券（以下、「商品券」という。）」の発行事業に際し、取扱店における商品券取扱い及び換金手続きについて、必要な事項等を定める。

1. 商品券事業の目的

コロナ禍の影響により売上が減少した地域事業者の事業継続を支援すると共に、市民の消費活動を喚起し、託麻地域を中心とした経済浮揚を図ることを目的とする。

2. 商品券事業の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 名称 | 「令和3年度 託麻プレミアム付き商品券」発行事業 |
| (2) 発行者 | 熊本市託麻商工会（共同実施者：託麻西南繁栄会、託麻北繁栄会） |
| (3) 発行総額 | 5,200万円（販売総額4,000万円(4,000冊)＋プレミアム率30%） |
| (4) 販売期間 | 令和3年11月15日(月)～令和3年11月26日(金)
土・日・祝日を除く午前9時～午後4時 |
| (5) 販売場所 | 熊本市託麻商工会（熊本市東区長嶺東7丁目9-8） |
| (6) 販売対象者 | 熊本市内にお住まいの方 |
| (7) 販売価格 | 1冊10,000円（13,000円分の商品券(1,000円券×13枚綴り)） |
| (8) 販売上限 | 1人3冊まで |
| (9) 販売方法 | 事前応募者に送付する購入引換券との交換販売
（応募多数の場合は抽選） |
| (10) 利用期間 | <u>令和3年12月1日(水)～令和3年12月31日(金)</u> |
| (11) 利用可能店 | 取扱店として登録された事業所 |
| (12) 販促関係 | 販促ツールとして、のぼり旗、ポスターを各店に配布
（のぼりポールは各自ご用意ください） |
| (12) 換金期間 | <u>令和3年12月1日(水)～令和4年1月17日(月)</u> |
| (13) 換金場所 | 肥後銀行（託麻、託麻東、三郎、小峯、長嶺、下南部の6支店） |

3. 商品券の利用対象にならないもの

- ①換金性の高いもの（ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード等）
- ②国・地方公共団体への支払いや公共料金の支払い
- ③特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ④たばこ
- ⑤取扱店自らの事業取引（事業仕入れ等）にかかる費用
- ⑥電子マネーへのチャージ
- ⑦金融機関への預入れや現金への引換え、払戻し
- ⑧医療費、調剤費および介護保険サービス料等

- ⑨その他、熊本市が商品券の利用対象として適当と認めないもの
 (判断がつかない場合は、熊本市託麻商工会にお問合せください)

4. 商品券の取扱いについて

商品券は、取扱店における商品の販売、又は役務の提供等の取引に係る支払いに使用できます。(前述「3. 商品券の利用対象にならないもの」を除く)

- お客様が、商品購入等で商品券を利用する際は、偽造券（カラーコピー等）でないかを確認のうえ、取り扱ってください。

【商品券サンプル(表面)】



- 商品購入後の返品、及び払い戻しはできません。
- 現金との引換え、転売はできません。
- 商品券の利用の際、釣り銭は出せません。
- 盗難、紛失・滅失、又は偽造等について、発行者（熊本市託麻商工会、託麻西南繁栄会、託麻北繁栄会）は一切責任を負いません。
- 取扱店において、商品券が利用できない商品等を定める場合は、お客様が確認できるよう明示してください。
- 商品券の利用期間は、**令和3年12月1日(水)～令和3年12月31日(金)**です。
- 利用期間終了後は、販促で使用した のぼり旗やポスターを撤去してください。
- 利用期間を過ぎた商品券は無効ですので、受け取らないでください。なお、誤って受け取られた場合でも換金はできませんので、ご注意ください。

5. 商品券の換金について

商品券の換金期間等については、次のとおりです。

なお、換金期間を過ぎての換金は、いかなる理由でも一切受付いたしません。

◆ 換金期間 : **令和3年12月1日(水)～令和4年1月17日(月)**

◆ 換金場所 : 肥後銀行の下記支店<託麻管内>

(託麻、託麻東、三郎、小峯、長嶺、下南部の6支店)

※受付時間は、各店舗営業日の営業時間内になります。

● 換金を行う際には、以下のものを必ず持参ください。

①「令和3年度 託麻プレミアム付き商品券」換金依頼書

※様式は、熊本市託麻商工会ホームページからダウンロード可能です。

② 利用済み商品券

※すべての裏面に、取扱店名の押印や記載をお願いします。押印等がない場合は、換金はできません。

※商品券は1枚ずつ離れた状態にして、のり止めやホッチキス止めはしないでください。

③ 入金口座の通帳（肥後銀行口座への入金の場合）

※肥後銀行以外への口座振込を希望する場合は、銀行窓口備え付けの振込依頼書による処理になります。

なお、他行への振込を希望される場合、振込手数料は取扱店負担となります。

● 受付枚数が50枚以下の場合は、当日口座への入金（振替処理等）ができます。

受付枚数が50枚超の場合は、一旦お預かりのうえ、翌日「預かり書」と引換えに口座への入金となります。（別添資料1参照）

● 振替手数料（肥後銀行口座への入金）、換金手数料は不要です。

【商品券サンプル(裏面)】

<p>【ご使用にあたって】</p> <p>1.この商品券は「託麻プレミアム付き商品券」取扱店の商品・役務の支払いに使用できます。</p> <p>2.①換金性の高いもの(酒券・ビール券・図書カード・文具券・キート券等の商品券、切手、印紙、プリペイドカード等)</p> <p>②国・地方公共団体への支払いや公共料金の支払い</p> <p>③公序良俗に反するもの</p> <p>④たばこ</p> <p>⑤取扱店自らの事業取引(事業仕入れ等)にかかる費用</p> <p>⑥電子マネーへのチャージ</p> <p>⑦医療費、調剤費及び介護保険サービス料等</p> <p>⑧その他、熊本市が商品券の活用対象として選定と認めないものなどには、使用できません。</p> <p>3.この商品券は現金とお引換及び払い戻しいたしません。また「お釣り」は出ません。</p> <p>4.この商品券に発行者印、番号のないものは無効です。</p> <p>5.この商品券の盗難、紛失又は滅失等及び期限切れ利用について、発行者はその責めを負いません。</p> <p>6.この商品券の発行の事業実施者は、以下の3団体です。「熊本市託麻商工会」「託麻西南繁栄会」「託麻北繁栄会」</p>	<p>利用期間：令和3年12月1日(水)～12月31日(金)</p> <p>取扱店</p> <p>印</p> <p>※</p> <p>● 熊本市託麻商工会 電話：096-380-0014 〒861-8038 熊本市東区長嶺東7丁目9-8</p> <p>【ご使用にあたってご不明な点は、「熊本市託麻商工会」にご連絡下さい。】</p>
--	---

利用済み商品券には、取扱店名（法人名や屋号等）を記入してください。ゴム印の押印でも構いません。

6. 取扱店の責務等について

取扱店（登録事業者）は、次に掲げる事項について遵守してください。

- 商品券利用可能店舗であることが明確になるよう、のぼり旗やポスターをお客様の分かりやすい場所に掲示してください。
- お客様が商品券を利用し、取扱店が受け取った際は、再流失を防止するために、商品券の裏面に取扱店名を記入（ゴム印の押印でも可）してください。なお、取扱店名が既に記入等されているものは、受取りを拒否してください。
- 利用される商品券について、偽造でないかの確認をしてください。偽造された商品券である場合は、受取りを拒否するとともに、その事例を速やかに熊本市託麻商工会へ報告してください。
- 商品券事業の遂行上知り得た情報は、本事業の目的以外に使用、又は第三者に提供等してはいけません。なお、本事業が終了した後においても同様とします。
- 商品券事業の円滑な運営に、ご協力をお願いします。

7. その他

- 取扱店の情報は「取扱店一覧」として、熊本市託麻商工会のホームページに掲載します。（令和3年10月15日に第1回目を掲載。その後は随時、追加掲載）
- 取扱店要領及び本マニュアルの内容に反する行為が認められた場合は、取扱店登録を取消す場合があります。
- 本マニュアルに記載されていない事項や定めのない事項については、熊本市託麻商工会でその都度協議し、対応を決定します。

8. お問い合わせ先

託麻プレミアム付き商品券事務局（熊本市託麻商工会）

〒861-8038 熊本市東区長嶺東7丁目9-8

TEL 096-380-0014 ・ FAX 096-380-0246

ホームページ

<https://www.takumashokokai.com/>



令和3年度 託麻プレミアム付き商品券 換金時の流れ

